



凍結・破損事故を防ぐために 水道管の冬支度

本格的な寒波が訪れる時期になりました。毎年この時期には各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発し、十分な給水ができないことがあります。このような事故を防ぐため、水道管にも冬支度をしましょう。

**水道管は寒さが苦手。
冬は凍結防止対策をお願いします。**

気温がマイナス4度以下になると、水道管が凍り、破損することがあります。屋外で次のような場所は水道管が凍りやすいので、早めに凍結防止の準備をお願いします。

- むき出しになっている水道管
- 家の北側などで、日の当たらない場所の水道管
- 風当たりの強い場所の水道管

水道管の凍結防止方法

防寒材の取り付け方

「むき出し」になっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて凍結を防止してください。

凍って水が出ないとき

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけましょう。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので、ご注意ください。

破損したとき

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急措置をし、市の指定給水装置工事業者へ、修理を依頼してください。

水道部からのお願い

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は取り扱っていませんのでご注意ください。



※量水器（メーター）より内線（宅内）側で、破損（漏水）により発生した水道の料金は、原則としてお客様負担となりますので、十分にお気をつけください。

悪質業者の訪問にご注意を

市内において「水道部から委託を受け、水道メーターの交換に来た・水道メーターの点検をさせてほしい・水質検査をさせてほしい」などと言って、各家庭を訪問している悪質業者がいるとの情報が寄せられています。水道部では、このような委託をした場合は、対象の家庭に事前に通知を送付するか、電話で連絡をしていますので、万が一このようなことがあればお断りください。

不審な業者だと思った場合、家の中に入らず、身分証明書の提示を求めていただくか、水道部施設課へお問い合わせください。

問い合わせ

検針・開閉栓・料金などは

業務課 ☎24・0003 FAX24・0007

漏水・給水工事については

施設課 ☎24・0002 FAX24・0006

12月3日～9日は、「障害者週間」です。

この機会に、私たち一人ひとりが障がいについて正しく理解し、障がいのあるなしにかかわらず、お互いに尊重し、支えあいながらともに暮らすまちをつくっていきましょう。

だれもが自分らしく暮らせるまちをめざして

ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりが進むことは、障がいがあるなしにかかわらず暮らしやすいまちづくりにつながります。

ちょっとした気遣いも同じです。目の前の人が困っているのだと感じたときに、「どうしましたか?」と気軽に声掛けのできるまちづくりを進めましょう。

ユニバーサルデザイン

障がいのあるなし、年齢、性別、国籍などの違いを越えて、誰もが利用しやすいようあらかじめ配慮した、まちづくりや建物・施設・製品などのデザイン



困っている時に「どうしましたか?」「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてもらうと安心します。

たとえサポートが必要なくて「大丈夫です。」と断わることがあってもあなたのやさしい気持ちは伝わります。



知的障がいがあり、難しい漢字や長い文章は苦手です。図や絵を使って説明してもらったら、わかりやすかったです。

12月3日～9日は障害者週間です

障がいのある人は、生活のさまざまな面で制約を受けることがあります。

障がいのある人が、どんなことを知ってほしいかという一例を紹介합니다。(内閣府が実施したアンケート結果より抜粋)

- 外見でわかるものだけが障がいではなく、外見でわからない障がいもある。
- 障がいの種類も程度もさまざまであり、一律ではない。
- 障がいは誰にでも起こりうる身近なものである。
- 障がいがあっても普通の生活をしたいと願っている。
- 本人や家族の努力だけでは解決できないことが多い。
- 障がいがあっても働きたいと願っているので、働くための支援や働く場を確保してほしい。
- 障がいだけを見るのではなく、一人の人間として全体像を見たい。

市では、下記のとおり障がい福祉に関する相談窓口を設けています。障がいのある人やその家族の相談に応じますので、気軽にお問い合わせください。



相談機関	内容	連絡先
伊賀市障がい者相談支援センター	市が設置している相談専門機関で、市役所内にあります。障害福祉サービスの利用や地域で生活する上で困っていることなどの相談に応じます。関係機関と連携して必要な援助を行います。	☎ 26-7725 FAX 22-9662 ✉ iga-syougai1@ict.jp
伊賀市障がい者相談員	市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。 ○ 身体：前川款昭（下郡）・福本紀昭（緑ヶ丘本町）・杉山忠勝（上野桑町）・坂本元之（坂下）・長谷川光輝（阿保） ○ 知的：野田一尊（東高倉）・竹島和実（緑ヶ丘東町）・藤島恒久（中柘植） ○ 精神：森藤歌代子（上野西大手町）	障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662